

田沢湖漁業協同組合
内共第 8 号及び第 9 号第五種共同漁業権
遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、この組合の有する内共第 8 号及び第 9 号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、やまめ、いわな、うぐい及びかじかをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊具の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、漁協に申請してその承認を受けなければならない。

2 漁協は、第 1 項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又はさし網による遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

3 遊漁者は、直ちに、第 7 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により組合ないしは取り扱い所に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第 3 条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具、漁法	規 模
手釣、竿釣	がらがけ、ひっかけを除く

(遊漁期間)

第 4 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、当該魚種に係るイからオの各欄に掲げる範囲及び期間内でなければ遊漁をしてはならない。

ア 魚 種	イ 遊漁の方法	ウ 尾数制限	エ 区 域	オ 期 間
あゆ	友 釣	なし	生保内川 玉 川	7 月 1 日から10月31日まで
やまめ	手釣、竿釣	20尾以内	全区域	4 月 1 日から 9 月20日まで
いわな	同 上	同 上	同 上	同 上
かじか	手釣、竿釣 ヤス突	50尾以内	同 上	1 月 1 日から 2 月末日まで、 及び 5 月 1 日から12月末日まで
うぐい	手釣、竿釣	なし	同 上	1 月 1 日から12月31日まで

(禁止区域)

第 5 条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区 域	期 間
シトナイ沢起点より直近の砂防堰堤までの区間	通 年
岩井沢起点より直近の砂防堰堤までの区間	通 年
北桧内川起点より直近の砂防堰堤までの区間	通 年

(全長の制限)

第6条 次の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
やまめ	15センチメートル
いわな	15センチメートル
うぐい	10センチメートル
かじか	5センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が中学生以下の者、及び肢体不自由者（身体障害者手帳3級以上）のときは無料とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、800円を加算した額とする。

(消費税込)

魚 種	漁具・漁法	遊漁料
全魚種	手釣・竿釣 (あゆは友釣り)	1日2,000円 1年9,000円
あゆ	手釣・竿釣	1日1,700円 1年8,400円
いわな・やまめ	手釣・竿釣	1日1,300円 1年7,400円
うぐい	手釣・竿釣	1日1,300円 1年7,400円
かじか	手釣・竿釣 ヤス突	1日1,300円 1年7,400円

2 遊漁料は、次に掲げる場所又は漁協が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 田沢湖漁業協同組合事務所
- (2) その他組合が指定する遊漁券取扱所

名 称	電 話	住 所
ヤマザキデイリーストアー 田沢湖高原店	0187 (43) 0078	仙北市田沢湖生保内字造道 2 3 - 1 2
ローソン田沢湖生保内店	0187 (43) 1868	仙北市田沢湖生保内字野中 1 2 8 - 1
ローソン田沢湖造道店	0187 (43) 3963	仙北市田沢湖生保内字町田 1 5 4 - 4
ペンション仙人	0187 (46) 2619	仙北市田沢湖生保内下高野 7 1 - 9 6
峠の茶屋	0187 (43) 1803	仙北市田沢湖生保内字近藤沢 1 3 - 1
鶴の湯温泉	0187 (46) 2139	仙北市田沢湖先達国有林 5 0
島川商店	0187 (43) 0141	仙北市田沢湖生保内武蔵野 4 9 - 8 4
黒湯温泉	0187 (46) 2214	仙北市田沢湖生保内黒湯沢 2 - 1
青荷山荘	0187 (46) 2725	仙北市田沢湖生保内下高野 7 3 - 1 4
蟹場温泉	0187 (46) 2021	仙北市田沢湖乳頭温泉郷
休暇村乳頭温泉郷	0187 (46) 2244	仙北市田沢湖駒ヶ岳 2 - 1
セブンイレブン田沢湖店	0187 (43) 0711	仙北市田沢湖生保内字沼田 7 3 - 1
民宿惣之助	0187 (43) 2161	仙北市田沢湖生保内字阿気 1 2 8
妙の湯温泉	0187 (46) 2740	仙北市田沢湖生保内字駒ヶ岳 2 - 1

(遊漁承認証に関する事項)

第 8 条 漁協は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、別記様式第 1 号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証の交付は、前条第 2 項に規定する場所、漁協が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第 9 条 この漁場区域において、秋田県内水面漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁証を使用して遊漁しようとする者は、第 2 条及び前条の規定にかかわらず、次の遊漁料を納付しなければならない。

魚 種	漁具・漁法	遊漁料
溪流魚 (いわな・やまめ等)	手釣、竿釣	2 0, 0 0 0 円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、次の場所又は漁連が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。

- (1) 秋田県内水面漁業協同組合連合会及び同会の指定する販売所
- (2) 田沢湖漁業協同組合事務所

3 第2項の共通遊漁証は秋田県内水面漁業協同組合連合会が定めるものとする。

4 遊漁に際しては、当該遊漁証を所持しなければならない。

5 第2項の規定にかかわらず、前項の規定に違反した者については、第1項に規定する遊漁料を徴収する。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携行し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯するものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 漁協は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、また以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

(外来魚の再放流の禁止)

第13条 採捕された外来魚（オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びブラウントラウト等）は、再放流（リリース）してはならない。

(付則) この規則は、令和8年10月21日から施行する。